

下呂市資源回収事業奨励金交付要綱（平成21年3月3日告示第16号）

最終改正:令和2年3月27日告示第76号

改正内容:令和2年3月27日告示第76号 [令和2年4月1日]

○下呂市資源回収事業奨励金交付要綱

平成21年3月3日告示第16号

改正

平成26年1月21日告示第7号

令和2年1月9日告示第4号

令和2年3月27日告示第76号

下呂市資源回収事業奨励金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、ごみの減量化、再資源化及び市民のごみ問題に対する意識の高揚を図るため、市民の日常生活から排出される廃棄物のうち再生可能なもの（以下「資源」という。）を回収する団体に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象団体）

第2条 奨励金の交付を受けられることができる団体は、市内の自治会、PTA及び市内で非営利活動を行う各種団体のうち、市長が適当と認める団体とする。

（交付対象資源）

第3条 奨励金の交付の対象となる資源は、次の各号に定めるところによる。

- （1）紙類 新聞紙、雑誌、段ボール、飲料用紙パック等
- （2）缶類 アルミ缶及びスチール缶
- （3）繊維類 古着、布切れ等
- （4）生きびん類 飲料用びん等リターナブルびん

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、回収業者へ引き渡した資源の量に応じて、別表に定める交付基準に基づいて算出した額とする。ただし、対象資源ごとの総重量に1キログラム未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 回収業者へ資源を引き渡す際に支払った処理に係る費用が各資源の引渡しによる収入の合計を上回る場合は、前項の額にその差額を加算する。

（奨励金の交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）回収業者が作成した引取伝票等回収量及び引渡しによる収入額の証明ができるものの写し
- （2）回収業者への引渡しの際、処理に係る費用の支払いを要した場合は、領収書等その支払額が証明できるものの写し
- （3）その他参考資料

（奨励金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による奨励金の交付申請があったときは、これを審査し、奨励金の交付を決定したときは、規則第7条に定める補助金等交付決定通知書により当該申請団体に通知するものとする。

（実績報告及び額の確定通知）

第7条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出及び補助金等交付額確定通知書による通知は省略するものとする。

（奨励金の請求）

第8条 第6条の規定により通知を受けた申請団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則第16条に定める補助金等交付請求書により、奨励金の請求をするものとする。

（奨励金の返還）

第9条 市長は、奨励金の交付決定又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨励金の交付の決定を取消し、又は既に交付された奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）偽りその他不正の行為があったとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月21日告示第7号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月9日告示第4号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第76号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	単価
紙類	1キログラムにつき 4円
缶類	
繊維類	
生きびん類	1本につき 1円